

平成 23 年 10 月 16 日に総会決定された新ルール 2 件

1. 「大震災等により不振に陥った際には、負担軽減を目的に、期間限定の年会費減額措置」

平成 23 年 10 月 16 日 総会承認

1) この処置は第三期末までとするが、今後発生する大震災を考慮し、学振で第四期への継続が認められた場合には、必要に応じ、改めて運営委員会で審議する。

2) 募集期間は毎年 10 月 1 日～12 月 31 日とする。

但し平成 23 年度のみ 10 月 17 日～12 月 31 日とする。

3) この決定に基づき、減免希望の企業委員は別紙（次ページ）の年次会費の減免申請書に記入の上、169 委員会委員長に送付する事。

委員長と副委員長で検討し、正当な理由があると判断された場合は次年度の会費を 15 万円にする。申請書は公開いたしません。

正当な理由のある希望企業が多数の場合には原則として 4 企業で打ち切らせて頂きます。

2. 「産業界の入会を促進するための特別処置」 平成 23 年 10 月 16 日 総会承認

入会年次とその次の年、合計 2 年間のみ、年次会費を 20 万円にする。

この規則の有効期間は「第 3 期終了まで」とするが、必要に応じ運営委員会で審議の上延長は可能。

別 紙

年 月 日

大震災等に依る年次会費減免申請書

1. 企業名、 申請委員名 印
2. 減免を希望する理由
3. 申請委員の事業所の被災概要、
申請委員の居室若しくは実験室が長期に（数ヶ月程度？）使用不能となったことを証明する書類（所属事業所の公印が必要）等被災を裏付ける書類を送付して下さい。
4. 募集期間： 毎年 10 月 1 日～12 月 31 日
5. 送り先及び方法： 第 169 委員会 委員長 坂部知平宛てに e-mail で送信して下さい。

追記：申請書を受け取りましたら、必ずその旨を返信致します。

一週間経っても返信が無い場合には、恐れ入りますが再度送信して下さい。